留学生・事業修習者等の受入を行われている事業所様へ

租税条約の規定による市県民税の免除について

免除を受けるには、パターン１（ａ＋ｂ）、パターン２（ａ＋ｃ）いずれかの手続きが必要です。

２種類の書類が揃っていない年は免除を受けられません！！

パターン１

a【初年度３月15日まで】

様式 8
FORM
租税条約に関する届出書
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION
(税務署受付印)
6. 3. 25
収受
(税務署処理欄)
(For official use only)
適用：有、無
この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.
To the District Director, Gifu-minami Tax Office
1 適用を受ける租税条約に関する事項：
Applicable Income Tax Convention
日本国と中華人民共和国との間の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約第21条第1項
The Income Tax Convention between Japan and People's Republic of China Article 21 para.1
2 報酬・交付金等の支払を受ける者に関する事項：

＋

b【毎年１月31日まで（給与支払報告書提出時）】

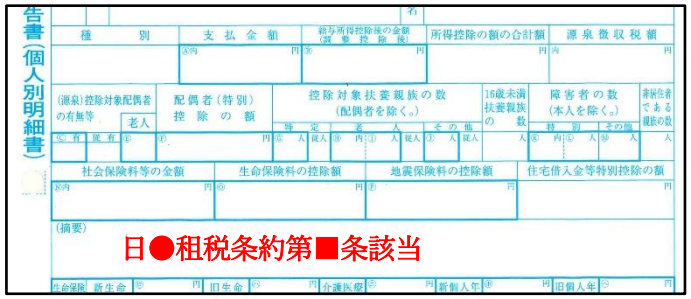
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
種別
支払金額
給与所得控除後の金額（調整控除後）
所得控除の額の合計額
源泉徴収税額
(源泉)控除対象配偶者の有無等
老人
配偶者（特別）控除の額
控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）
16歳未満扶養親族の数
障害者の数（本人を除く。）
書損生命である親族の数
社会保険料等の金額
生命保険料の控除額
地震保険料の控除額
住宅借入金等特別控除の額
（摘要）
日●租税条約第■条該当
生命保険 新生命
旧生命
介護医療
新個人年
旧個人年

告書（個人別明細書）

⇒ 免除

「租税条約に関する届出書」（税務署に提出したものの控）、在留カードの写し、在職証明書を提出

摘要欄に「日●租税条約第■条該当」と記載
（※eLTAX で提出される場合も、「条約免除」欄にチェックを付すだけでなく摘要欄も記載してください。）

パターン２

a【初年度３月15日まで】

様式 8
FORM
租税条約に関する届出書
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION
(税務署受付印)
6. 3. 25
収受
(税務署処理欄)
(For official use only)
適用：有、無
この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.
To the District Director, Gifu-minami Tax Office
1 適用を受ける租税条約に関する事項：
Applicable Income Tax Convention
日本国と中華人民共和国との間の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約第21条第1項
The Income Tax Convention between Japan and People's Republic of China Article 21 para.1
2 報酬・交付金等の支払を受ける者に関する事項：

＋

c【毎年３月15日まで】

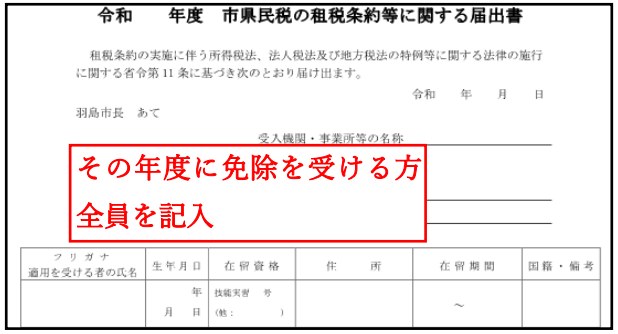
令和　　年度　市県民税の租税条約等に関する届出書
租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第11条に基づき次のとおり届け出ます。
令和　　年　　月　　日
羽島市長　あて
受入機関・事業所等の名称
その年度に免除を受ける方全員を記入
フリガナ
適用を受ける者の氏名
生年月日
年
月　日
在留資格
住所
在留期間
～
国籍・地域

⇒ 免除

「市県民税の租税条約等に関する届出書」を提出